

「中津市空き家利活用事業費補助金」交付までの流れ

1. 事前相談

・まずはまちづくり推進課に相談してください。

2. 補助金交付申請

・所定の様式で、事業着手前に提出してください。

3. 書類審査・交付決定

・提出された申請書をもとに、審査を行い、交付決定を行います。

4. 事業着手

・交付決定日以降に事業に着手してください。

5. 実績報告

・事業完了後、30日以内に実績報告書を提出してください。

6. 書類審査・交付確定

・実績報告書を審査して、交付額を確定します。

7. 補助金の請求

・交付確定額をもとに「交付請求書」を提出してください。

8. 補助金の交付

・市より補助金を交付します。



○空き家バンク登録推進事業（家財処分）

【補助対象経費】 ※解体費用は対象外

- ・ごみの処理手数料
- ・ごみの収集・運搬にかかる費用
- ・廃棄物処理業者等への処分委託費用
- ・空き家の屋内外の清掃費
- ・仏壇・仏具等の撤去費用



【注意事項】

・**交付決定後、事業に着手してください。**

・クリーンプラザ等へ直接搬入する場合は領収書可。

・家財等を収集、運搬または処分するには許可が必要。許可を持った業者または委託することにより処分できる業者に限る。

・中津市内に事務所を有する事業者であること。

○空き家改修事業

【補助対象経費】

- ・外装工事 ・内装工事 ・建具工事 ・設備工事
- ・給排水工事 ・自身が行う改修の材料費

※本体工事にかかるものは対象、居住部分以外は×

【改修業者の条件】

施工業者又は資材等の入手先が、市内に事務所を有する事業者であること。

【補助対象外】

- ・別棟の車庫や物置
- ・店舗等併設住宅の居住部分以外
- ・冷暖房器具及び家電製品
- ・カーテン、家具、調度品
- ・電話、インターネット回線、CATVの引き込み工事
- ・外構工事
- ・解体、除却のみの工事
- ・その他これらに類するもの